

○可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例

令和3年1月8日
可茂衛生施設利用組合条例第1号

改正 令和3年7月20日組合条例第3号

可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成11年組合条例第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）が設置及び管理する一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次に掲げるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。

- し尿等 し尿及び浄化槽汚泥をいう。
- 生活系廃棄物 一般の日常生活に伴って生じたし尿等以外の一般廃棄物をいう。
- 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

（名称及び位置等）

第3条 施設名称、位置及び施設の内容は、次のとおりとする。

名 称	位 置	施 設 内 容
緑ヶ丘クリーンセンター	美濃加茂市牧野1912番地2	し尿処理施設
ささゆりクリーンパーク 「エコサイクルプラザ」	可児市塩河839番地	じんかい処理施設 啓発施設

（処理対象廃棄物）

第4条 施設で処理する廃棄物は、可茂衛生施設利用組合規約（昭和35年岐阜県指令第908号）第2条に規定する構成市町村（以下「構成市町村」という。）内で生じた廃棄物で、次に掲げるものとする。

- し尿等
- 構成市町村が処理した下水道脱水汚泥
- 生活系廃棄物
- 事業系一般廃棄物

2 前項の規定にかかわらず、災害廃棄物その他管理者が処理することが必要であると認める廃棄物については、これを処理することができる。

（施設使用者）

第5条 前条第1項に規定する廃棄物を搬入し、処理することを目的として施設を使用できる者（以下「使用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 構成市町村又は構成市町村長の委託若しくは許可を受けて廃棄物を処理する者
- (2) 事業系一般廃棄物を自ら搬入する者

(使用料)

第6条 第4条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する廃棄物を処分しようとする使用者は、別表に掲げる廃棄物の区分に対応する単価に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の消費税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額。以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

- 2 使用料徴収の基礎となる重量は、施設に設置した計量器が示す重量に基づき管理者が認定する。
- 3 管理者は、第1項の規定にかかわらず、同項に定める使用料によることが著しく不相当と認められる特別の事情があるときは、当該使用料について、特別の定めをすることができる。
- 4 使用料は、搬入の都度納付しなければならない。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第7条 使用者は、規則で定める遵守事項に従わなければならない。

(受入拒否)

第8条 管理者は、使用者が次のいずれかに該当するときは、その受入を拒否することができる。

- (1) 遵守事項に従わないとき
- (2) その他管理者が施設に受入れることが適当でないとき

(損害賠償の義務)

第9条 施設の使用者は、故意又は過失により施設及びその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を組合に賠償しなければならない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月20日組合条例第3号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分		単 位	金 額
1	し尿等及び下水道脱水汚泥	10キログラム 当たり	2円77銭
2	事業系一般廃棄物	10キログラム 当たり	240円
	ア 指定ごみ袋に入れた場合		270円
	イ 指定ごみ袋に入れていない場合		
	ウ スプリングマットレス	1枚当たり	2,800円

備考 指定ごみ袋は、1枚当たり15円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。